

定例会議会議録

開催日時	令和3年11月10日(水) 午前10時00分～午後2時00分
開催場所	特別会議室
区分	『全体会議』 議題・要旨
【審議事項】	<p>1 「令和4年宮城県警察運営指針等(案)」の策定について</p> <p>総務部長から、「令和4年宮城県警察運営指針等(案)」について以下のとおり策定したので、御審議いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営指針～県警察運営の大綱方針 安全安心な地域社会の実現</li> <li>● サブタイトル 社会の変化に的確に対応しつつ、県民一人一人の期待と信頼に応える警察活動の推進</li> <li>● 運営重点～県警察として県民に示す特に取り組むべき重点取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>① サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進</li> <li>② 犯罪の起きにくい環境づくりと少年の健全育成活動の推進</li> <li>③ 特殊詐欺を始めとした身近な犯罪の抑止と子供、女性、高齢者等の犯罪被害防止</li> <li>④ 県民に不安を与える重要凶悪犯罪の徹底検挙</li> <li>⑤ 暴力団等組織犯罪対策の推進</li> <li>⑥ 交通死亡事故の抑止と飲酒運転の根絶</li> <li>⑦ 災害、テロ等緊急事態への的確な対応</li> <li>⑧ 警察活動を支える組織基盤の充実と強化</li> </ul> </li> <li>● 基本目標～県民に公表する取組目標             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑法犯認知件数の抑止(目標数値を公表)</li> <li>○ 交通事故死者数の抑止(目標数値を公表)</li> </ul> </li> </ul> <p>昨年からの変更点については、運営重点について、オリンピック・パラリンピック大会終了に伴い、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」等に向けた諸対策の推進の項目を削除し、現行9項目を8項目に変更した。</p> <p>運営指針について、平成22年以来同じであるが、県民の切実な願いであり、組織内外で広く定着していることから、これを継続することとした。また、サブタイトルについて、新型コロナウイルスや震災10年目を迎え新たなサポート体制が必要となるなど、社会の大きな変化に的確に対応し、一人一人に寄り添い、期待と信頼に応える活動を推進する姿勢を示すものであり、その重要性は変わらないことから継続することとした。</p> <p>運営重点について、①については、コロナウイルスの影響の下、デジタル技術・活用が必要不可欠となり、県内においてサイバー関連相談も増加し、より身近な問題となっていることから、産学官の連携を強化し、警察の総合力を発揮した対策を強力に推進する必要があるため、昨年同様とした。③については、特殊詐欺の被害件数及び被害額とも前年を上回り、深刻な情勢が続いており、県民の体感治安の向上を阻害している状況にある。身近な犯罪(特殊詐欺、侵入盗、乗り物盗等)と人身安全関連事案に対しては、「検挙による抑止」も含め、検挙と防犯の両輪で取り組む必要があることから、継続することとした。⑧について、コロナ等社会の変化による、新しい又は変容する治安課題に的確・迅速に対応し、「安全安心な地域社会の実現」を図るため、「優れた人材の確保」等の強化を含め、「警察施設のセキュリティ強化」、「装備資機材の充実」のほか、警察行政のデジタル化を含めた業務の見直しを行い、「業務の合理化・効率化」等の執務環境整備を更に推進し、警察活動を支えるあらゆる取組基盤の充実と強化に取り組む必要があることから、継続することとした。</p> <p>なお、基本目標の具体的数値については、本年の取組結果を踏まえ後日設定する。」旨の説明を行った。</p> <p>委員：運営重点について、番号が振ってあるわけではないが、上から順</p>

番に優先順位となっているのか。

総務部長：順番で優先順位をつけているわけではなく、それぞれ並列であるが、最も最初に見てもらいたい取組である、サイバー関係の運営重点を前にしている。

委員：運営重点について、コロナ禍が一番大きな社会変化であるので、運営重点で更に強調したほうがよいのではないか。

総務部長：運営重点は、各部局において大切にしなければならない取組ということで掲げているものであり、運営指針の「社会の変化に的確に対応しつつ」という中に、それぞれの部局においてコロナ対策についてもしっかり行うということも包含させており、このような形となっている。

以上の審議の結果、了承された。

## 1 11月議会予算外議案の提出について

総務部長から、「予定価格7千万円以上の財産取得に係る売買契約については、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）に基づき、仮契約締結後、議会の議決を経て本契約を締結することとされていることから、該当する「警察無線機（IPR形警察移動無線機）一式」の購入について、一般競争入札を実施した結果、仮契約を締結したことから、本契約について、11月議会に予算外議案として提出するものである。」旨の報告を行った。

## 【報告事項】 2 監察の実施状況について（令和3年度第2四半期）

首席監察官から、「今期の警察庁長官及び東北管区警察局長による監察は実施されなかった。警察本部長による監察の実施状況として、部門別監察官による業務指導（令和3年5月24日から8月11日まで）は、県下各警察署を対象に実施した。その結果は、総じて良好であったが、一部、受傷事故防止想定資機材の不携帯等が認められたため、必要な指示を行い改善を図った。随時監察は、77回75か所実施した。

令和3年度第3四半期の取組等については、総合監察、随時監察の継続実施、各種研修会及び学校教養等における非違事案防止教養の実施等に力を入れていく。」旨の報告を行った。

## 3 令和3年全国地域安全運動の実施結果について

生活安全部長から、「令和3年10月11日から同月20日までの10日間、全国一斉に「全国地域安全運動」が実施された。運動重点は、

- ①子供と女性の犯罪被害防止（全国重点）
- ②特殊詐欺の被害防止（全国重点）
- ③万引きの被害防止（県重点）

である。運動期間中の主な取組は、①子供と女性の犯罪被害防止として、大学生ボランティアと連携した登下校時の児童の見守り活動、②特殊詐欺の被害防止として、テレビCM放映による注意喚起広報、③万引きの被害防止として、防犯ボランティア団体と連携した防犯広報資材の作成及び配布等が実施された。また、警察本部におけるみやぎ防犯広報大使による広報啓発活動等の取組も実施された。

犯罪発生状況としては、刑法犯認知の総数や万引きについては減少したが、特殊詐欺については増加した。引き続き、犯罪被害防止のための諸対策を講じていく。」旨の報告を行った。

## 4 学生ボランティアによる少年非行防止・健全育成活動の推進 状況について

生活安全部長から、「「ポラリス宮城」とは、少年と年齢が近く親近感を抱ける、また、若さと行動力に富む県内の大学生による少年の健全育成のためのボランティア団体として、平成16年に発足したものである。本年10月末現在、6大学から48名の大学生が登録している。活動としては、広報用ポスターの

作成・配布、学習支援活動及びオンライン会議等を実施した。

「アルカス」とは、小学生、中学生及び高校生自らが少年の非行防止及び犯罪被害防止活動を展開することで健全育成を図るボランティア団体として、平成19年から結成を促進したものである。本年10月末現在、県内105の団体が結成されている。活動としては、学校付近の道路沿いに花を植える環境美化活動や防犯協会、少年補導員等と協働した非行防止キャンペーンを実施した。」旨の報告を行った。

## 5 夕暮れ時の交通事故防止「ラ・ラ・ラ運動」の実施について

交通部長から、「当該運動は、日没時刻の早まる秋から冬期の期間は、例年、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者を始めとする歩行者が関係する重大事故が多発する傾向にあることから、その抑止のため、ライトの早め点灯や反射材用品の着用促進などの啓発に取り組むものである。運動期間については、令和3年10月から歩行者死者数の多い令和4年2月末まで実施する。

広報重点は、下記の3点である。

- 「ライト・オン」～早めのライト点灯～
- 「ライト・アップ」～目立つ装備・服装～
- 「ライト・ケアフル」～右側注意～

これまでは街頭キャンペーンを中心に実施してきたところであるが、本年は、ホームセンターと連携し、直接コーナーを設置することで反射材用品の普及の促進、タクシー協会と連携し「早め点灯モデル団体・事業所（仮称）」の委嘱など新たな取組を実施する予定である。また、シニアドライバー安全運転講座の開催や県下一斉の反射材用品普及キャンペーン「一番星作戦」を通じ、高齢者を中心に、歩行者・自転車利用者を含め、反射材の効果、着用促進に向けた広報啓発を実施し、交通死亡事故の抑止に努めていく。」旨の報告を行った。

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』
【 決 裁 事 項 】	<p><b>1 特例施設占有者の指定について</b>            会計課監査室長から、遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の申請について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>2 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金の裁定（案）について</b>            犯罪被害者支援室長から、殺人事件に係る犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金の裁定（案）について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>3 監察の実施状況について（令和3年第3四半期）</b>            上席監察官から、令和3年第3四半期における監察の実施状況について、報告があった。</p> <p><b>4 地域交通安全活動推進委員の辞職承認及び新規委嘱について</b>            交通事故総合分析室長から、仙台中央地区の地域交通安全活動推進委員の辞職承認及び新規委嘱について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>5 審査請求の受理について</b>            総務課企画官から、令和3年10月25日受理の個人情報非利用停止決定及び個人情報非訂正決定処分に対する審査請求について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>6 公安委員会苦情の受理について（4件）</b>            公安委員会補佐室長から、警察官の取調べに関する苦情（3件）及び警察署の対応に関する苦情の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>7 公安委員会苦情の調査結果及び回答案について（2件）</b>            公安委員会補佐室長から、警察署の対応に関する苦情及び交通取締りに関する苦情の調査結果及び回答案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>8 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等</b>            交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、14件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。</p>
【 報 告 事 項 】	<p><b>1 警察に対する苦情について（令和3年10月末現在）</b>            相談調査官から、警察に対する苦情事案（令和3年10月中終結報告分）について、報告があった。</p> <p><b>2 公安条例許可申請について（令和3年10月分）</b>            警備課管理官から、令和3年10月中における、公安条例許可申請状況について報告があった。</p> <p><b>3 小型無人機等の飛行に関する通報書の受理について（令和3年第30号から第32号）</b>            警備課管理官から、小型無人機等の飛行に関する通報書（令和3年第30号から第32号）の受理について、報告があった。</p>